



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

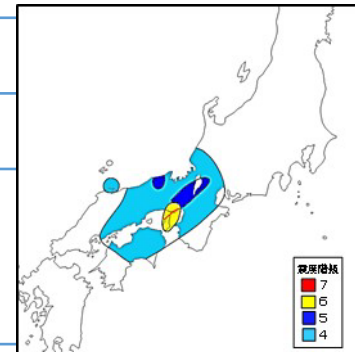
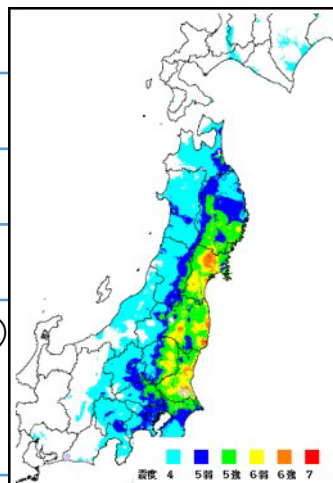
復興加速化への取組

令和5年9月29日

復興大臣 土屋 品子

I . 東日本大震災の概要

	東日本大震災	(参考)阪神・淡路大震災
発生日時	平成23年3月11日14:46	平成7年1月17日5:46
マグニチュード	9.0	7.3
地震型	海溝型	内陸型
被災地	農林水産地域中心	都市部中心
震度6弱以上県数	8県(宮城, 福島, 茨城, 栃木, 岩手, 群馬, 埼玉, 千葉) 震度7: 宮城県北部、 震度6強: 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、 茨城県北部・南部、栃木県北部南部	1県(兵庫)
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上, 宮古8.5m以上, 石巻市鮎川8.6m以上)	数十cmの津波の報告あり、 被害なし
被害の特徴	大津波により, 沿岸部で甚大な被害, 多数の地区が壊滅。	建築物の倒壊。長田区を中心に大規模 火災が発生。
死者 行方不明者	死者 19,765名(震災関連死を含む) (岩手:5,145名、宮城:10,570名、福島3,935名) 行方不明者 2,553名(岩手:1,110名、宮城:1,215名、福島:224名)	死者 6,434名 行方不明者 3名
住家被害(全壊)	122,039棟(岩手:19,508棟、宮城:83,005棟、福島:15,469棟)	104,906棟
災害救助法の適用	241市区町村 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県)	25市町 (大阪、兵庫の2府県)
複合災害	東京電力福島第一原子力発電所の事故。 避難指示区域の面積1,150km ² (平成25年8月(最大))、避難者数47万人(発災当初)	—



(参考) 東日本大震災からの復興の進捗

		震災前又は最大値	現状
被災者	避難者数	47万人 (発災当初)	3.0万人 【令和5年8月】 (うち福島県全体の避難者数:2.7万人)
	応急仮設住宅の入居者数	31.6万人 【平成24年4月(最大)】	0.1万人 【令和5年9月】
インフラ・住まい	復興道路・復興支援道路 (青森、岩手、宮城、福島)	570km (計画)	570km (100%) 【令和3年12月】
	災害公営住宅 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、長野) ※帰還者向け除く	29,654戸 (計画戸数)	29,654戸 (100%) 【令和2年12月】
	高台移転による宅地造成 (岩手、宮城、福島)	18,226戸 (計画戸数)	18,226戸 (100%) 【令和2年12月】
産業・生業	製造品出荷額等 (岩手、宮城、福島)	10兆7,637億円 【平成22年】 <small>経済産業省「平成22年工業統計調査」を基に復興庁作成</small>	11兆6,193億円 【令和2年】 <small>総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査(令和2年実績)」を基に復興庁作成</small>
	営農再開可能な農地面積 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)	19,660ha (津波被災農地面積)	18,640ha (95%) 【令和4年9月】
原子力災害	避難指示区域の面積	1,150km ² 【平成25年8月(最大)】	309km ² (27%) 【令和5年5月】
	日本産農林水産物・食品に対する 輸入規制実施国・地域数	55か国・地域 (最大)	7か国・地域 (撤廃48か国・地域) 【令和5年9月】

Ⅱ. 地震・津波被災地域の復興状況

地震・津波被災地域は、住まいの再建や復興まちづくり等が概ね完了
今後は、被災者の心のケアなど残された課題に取り組むことが必要

1. 被災者支援

- ・避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転等の状況に応じた切れ目のない支援を実施
- ・今後も、高齢者等の見守り、心身のケア、コミュニティ形成の支援、生きがいづくり、子どもへの支援等のきめ細かい支援を継続



新たな高台団地でのコミュニティ形成支援

2. 住まいとまちの復興

- ・高台移転による宅地造成、災害公営住宅の整備が完了
復興道路・復興支援道路、被災した鉄道が、いずれも全線開通
※BRTによる復旧を含む
- ・土地区画整理等による造成宅地や移転元地の活用について、地域の個別課題にきめ細かく対応して支援



宮城県石巻市(荻浜地区)の高台移転

3. 産業・生業の再生

- ・生産設備は概ね復旧しているが、被災地の中核産業である水産加工業の売上げ回復に遅れ
- ・水産加工業の販路開拓・加工原料転換等を支援



量販店での被災地水産物の常設棚の設置

Ⅲ. 原子力災害被災地域の状況

原子力災害被災地域は、復興・再生が「本格的に始まった」段階
引き続き国が前面に立って、中長期的に対応することが必要

1. 事故収束

- ・ 中長期ロードマップを踏まえ、国が前面に立って、安全かつ着実に実施
- ・ ALPS処理水について、令和5年7月にIAEAの包括的報告書が公表され、同年8月22日の関係閣僚会合において、処分が完了するまで政府として全責任を持って取り組むことを決定。同年8月24日に海洋放出を開始

2. 環境再生

- ・ 除去土壌等の輸送、仮置場の原状回復、最終処分に向けた減容・再生利用の推進及び理解醸成活動

3. 帰還・移住等の促進

- ・ 令和2年3月時点で、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除、帰還に向けた生活環境の整備
- ・ 帰還困難区域内においては、令和5年5月までに、6町村の特定復興再生拠点区域で避難指示を解除
- ・ 令和5年6月に、改正福島特措法により、拠点区域外において避難指示解除による住民の帰還等を目指す「特定帰還居住区域」制度を創設。地元自治体が計画を作成、国が認定の上、避難指示解除に向けた取組を実施

4. 福島イノベーション・コースト構想

- ・ 浜通り地域等における新産業創出に向け、廃炉等の重点分野における拠点整備・実証等の推進

5. 福島国際研究教育機構

- ・ 創造的復興の中核拠点として「福島国際研究教育機構」（F-REI：エフレイ）を令和5年4月に設立。F-REIでは研究開発等の取組を開始

6. 農林水産業の再生

- ・ 営農再開の加速化（農地の大区画化・利用集積、高付加価値産地の形成等の推進）
- ・ 漁業の本格的な操業再開に向けた支援、水産加工業の販路の開拓・加工原料の転換等の支援

7. 風評払拭

- ・ 令和5年9月に関係省庁の連名で「水産業を守る」5本柱の政策パッケージを取りまとめ、復興庁は、「2. 風評影響に対応する内外での対応」を中心に、正確な情報及び地域の魅力の発信を推進

Ⅲ -1. 特定復興再生拠点区域外への帰還・居住について

- 未だに**拠点区域外**では、**帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている**状況。
- 地元住民から「**拠点区域外にある自宅に帰りたい**」「**元居た場所で生活を再開したい**」との強いお声と共に、地元自治体から**避難指示解除の方針を早急に示してほしい**との強い要望を頂いてきた。
- 令和3年8月、**2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう**、帰還意向を個別・丁寧に把握し、帰還に必要な箇所の除染を進めるという**政府方針を決定**。
- このため、令和5年6月に福島特措法を改正し、市町村長が、**拠点区域外において**、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す「**特定帰還居住区域**」を設定できる制度を創設。



- 今後、地元自治体が、特定帰還居住区域の設定範囲等の事項を含む「**特定帰還居住区域復興再生計画**」を作成。国による認定後、計画に基づき、**除染を始めとする避難指示解除に向けた取組を実施**。
- 令和5年度予算において、大熊町・双葉町の一部地域で、**計画の認定後に先行的な除染に速やかに着手**できるよう、除染予算を含めた事業費を計上。**本日（9月29日）、第一号として大熊町・双葉町の計画を認定**。
- 令和6年度以降の本格的な除染についても、**帰還意向調査を実施した他の自治体も含めて来年度に開始することができるよう**、なるべく早期の計画の策定に向けて、地元自治体と調整を実施。

Ⅲ -2. ALPS処理水の海洋放出に伴う取組について

- ・ 廃炉を着実に進め、福島復興を実現するために、ALPS処理水の処分は決して先送りできない課題。
- ・ 現時点で準備できる万全の安全確保、風評対策・なりわい継続支援策を講じており、ALPS処理水の処分に伴う風評影響やなりわい継続に対する不安に対処するべく、
- ・ 今後これらの対応に政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む。このため、漁業者とのフォローアップ体制を構築する。

ALPS処理水の処分に関する基本方針の実行と今後と取組について（令和5年8月22日）〈抜粋〉

8月24日からALPS処理水の海洋放出を開始

「水産業を守る」政策パッケージ(令和5年9月4日)〈概要〉 ※総額1007億円（300億円基金,500億円基金,予備費207億円）

- ・ ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、既存の800億円の基金による支援や東電の賠償に加え、緊急支援事業を創設。
- ・ 具体的には、以下の5本柱の政策パッケージを策定し、早急に実行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期す。

- ① 国内消費拡大・生産持続対策
- ③ 輸出先の転換対策
- ⑤ 迅速かつ丁寧な賠償

- ② 風評影響に対する内外での対応
- ④ 国内加工体制の強化対策

復興庁は、上記の「② 風評影響に対する内外での対応」を中心に、科学的根拠に基づく正確な情報発信及び「三陸・常磐もの」や地域の魅力の発信に取り組む。

Ⅲ -3. 福島国際研究教育機構の最近の動きについて

- 令和5年4月1日に福島国際研究教育機構（F-REI）を設立。
- F-REIは、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す。
- 令和5年度の研究開発の公募・選定を実施しているほか、広域連携や産業化、人材育成に向けて以下の取組を実施。

F-REIの研究開発の状況

<研究開発の公募状況>

- 令和5年度の研究開発を開始するため、順次公募・選定を実施
 - ① ロボット分野 4事業公募（8月2日～）
 - ② 農林水産業分野 1事業（8テーマ）公募（7月7日～）
 - ③ エネルギー分野 3事業公募（7月28日～）
 - ④ 放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用分野 3事業公募（8月8日～）
 - ⑤ 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信分野 3事業公募（8月4日～）

<分野長の委嘱>

- 各分野における研究開発を戦略的に推進していくため、各分野において専門的知見を有する外部の研究者を、分野長及び副分野長として任命

ロボット分野	分野長：野波 健蔵 副分野長：松野 文俊
農林水産業分野	分野長：佐々木 昭博 副分野長：荒尾 知人
エネルギー分野	分野長：矢部 彰 副分野長：秋田 調、錦谷 禎範
放射線科学・創薬医療分野	分野長：片岡 一則 副分野長：山下 俊一

新産業創出等研究開発協議会

令和5年5月10日
第1回協議会 開催（大熊町）
・ワーキンググループの設置の決定

第1回協議会の様子



令和5年9月27日
第1回広域連携WG 開催（楡葉町）

F-REI市町村座談会

6月20日のいわき市
座談会を皮切りに、浜通
り地域等の市町村にて、
これまでに6回開催



7月5日 南相馬市座談会

6月20日 いわき市座談会

連携協力に関する基本合意書（MOU）の締結

（大学等）
福島高専、福島県立医科大学、福島大学、
会津大学
（地元自治体）
いわき市、浪江町、南相馬市

→ 今後も順次締結を予定



R5.4.1 福島高専

F-REIトップセミナー

福島大学等の福島県内の大学、
高等専門学校、ふたば未来学園
等の高等学校の学生・生徒を
対象に、F-REIトップ陣によるセ
ミナーをこれまでに7回実施



5月17日 福島大学

7月4日 会津高校